

事 務 連 絡

平成 24 年 9 月 4 日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中  
(障害者自立支援給付支払等システム担当)

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

### 障害者自立支援給付支払等システムにおける点検内容について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、平成 24 年 3 月 2 日開催の「障害者自立支援給付支払等システムに関する都道府県・国保連合会合同担当者説明会」の中で、障害児施設から障害福祉サービスに転換した事業所（以下、「経過措置対象事業所」という。）に対する一部点検及び事業所の指定更新に係る点検について、障害者自立支援給付支払等システム（以下、「支払等システム」という。）での対応時期等に関しては別途連絡することとしていたところです。

これらの点検については、平成 24 年 10 月受付分以降の請求を対象に実施することを予定しております。（「別添資料」参照）

なお、事業所の指定更新に係る点検については、平成 24 年 10 月サービス提供分以降の請求を対象とすることを予定しているため、ご留意願います。

また、上記以外に、支払等システムにおいて、併せて対応を予定している点検の改善内容についても別添資料にお示しいたします。

都道府県におかれましては、管内市（区）町村及び障害者（児）施設・事業者等への周知方よろしくお願いいたします。

#### 【連絡先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
企画課 給付管理係 重田、鈴木  
TEL：03-5253-1111（内線：3009）  
E-mail：syougaisystem@mhlw.go.jp